門を養子とし、俸五百石を與へられたが、正保元年小左衛門の歿後、光高の命により更にその弟を養子とし三百石を賜はつた。これ即ち勘十郎重長である。重長寶永五年御廣式横目となり、二百石を加へられ、八年持弓頭に轉じ、天和三年與小將裁許を兼ね、貞享三年大組頭、元祿三年鎗奉行を經て、四年五月十日歿した。

コイヅミタダアキ 小泉忠聽 通稱宗左衛門。定番御歩書寫役より出で、文化十一年父新兵衛景祐の遺知八十石を襲ぎ、組外に列し、文政元年南御土藏奉行に任じ、七年三十石を加へ、天保四年兼御書物奉行に補したが、六年職を免ぜられた。

コイヅミチカタカ 小泉親尊 通稱守之助・彌右衛門。寛政十一年兄彌守の遺知百石を襲ぎ、定番御馬廻に列し、江戸御廣敷番・同御用達を經、文政十年五十石を加へ、天保二年物頭並となり、九年閏四月六十二歳を以て歿した。

コイヅミチカヨシ 小泉親由 通稱彌門。天明五年新番となり、祐仙院御用人加人を勤め、次いで新知百石を受け、同御用人に登つた。子孫相繼いで藩に仕へる。

コイヅミホ 小泉保 石川郡に在り、長祿二年四月十六日の北野神社文書に見えて同社領であつた。康正二年造内裏段錢幷國役引付にも、『一貫文、妙藏院、北野社領加賀國小泉保一分段錢』とある。後世富樫莊内に泉・西泉・米泉・泉野があるが、或は之に當るかも知れぬ。

コイヅミマンエモン 小泉萬右衞門 初め傳次、後圓流。享保九年御算用者に召抱へられ、寶曆六年小頭並として新知七十石を受け、明和二年坊主頭となり、同年十月廿八日六十三歳を以て歿した。四代源四郎順休の時、文政七年五月自害を仕損じ、知行を召上げられ、生涯十人扶持を受けた。

コイヅミヤイチロ 小泉彌市郎 前田利長に仕へ、天正十二年末森城の援軍に出征猛鬪した。子十郎右衞門家を嗣いだが、慶長元年歿して男子なく、爲に絶炊した。一女後に利常の老女となり、侍從と稱せられ、その養子勘十郎重長に至つて更に家を興した。

コイト 小伊戸 鳳至郡曾又の内の小字。

ゴインヤク 御印役 →コモノナリ 小物成。

コインリヨウセイ 小院良勢 白山に住んだ行者である。白山記に、長久壬午の年出雲小院良勢といふ惡比丘があつて、越前室に住んで居た。その性凶惡その行非法。權現をその方の坂本に下し奉り、三方の座主別當を追退けて、參人の進らする物を押領した。因つて加賀馬場の行人等之を憤り、彼の良勢が住む所の室戸を打壞いで、その内に寄宿する參人を出した後、火を放つて燒殺したことが記されて居る。

ゴウ 鄕 (一)和名抄記載の鄕—平安朝に於ける諸國の鄕名は、和名抄によつて傳へられる。この書はもと源順の著す所であるが、今十卷本と二十卷本とがある。後者を前者に比する時は、時令・樂曲・湯藥・官職・國郡・殿舍の六部門が多い。是を以て學者の說に、古來顯昭・仙覺・卜部兼永・源菁成等の此の書を引用するに、未だ曾てかの六編に及んだことあるを見ぬ。故に二十卷本が源順の原著でないことがわかると。この論實に肯綮に當る。併し類聚名義抄・伊呂波字類抄の中に往々二十卷本に據るものがあると、本朝書目に兩本併び載せるとによつて、二十卷本も亦甚だしく後世のものでないとせられる。而して鄕名は二十卷本の國郡部に載せる所であるから、その時代を源順よりも大に引下げて考へねばならぬ。本書に加賀・能登二國の鄕名として掲げたものは左の通りである。

加賀國

江沼郡 忘浪 山背也萬之呂 竹原波良多加
額田奴加多 郡家 三枝佐伊久佐
菅浪須加奈美 長江奈加江 八田也多
輕海加留美 野身乃美 山上也萬加美
山下也萬之多 得橋宇波之 棕部
能美郡 中村奈加無良 富樫土無加之 井手天井
石川郡 三萬美萬 拜師波也之 大桑於保久波
笠間加佐萬 味知美知 井家井乃以倍
大野於保乃 芹多世利多 驛家
加賀郡 英多江多 玉戈多萬保古
田上多加美

能登國

羽咋郡 太海於保美 高家多加也 羽咋波久比
岡本 邑知於保知 都知都知
荒木阿良岐 神戸
能登郡 上日阿佐比 下日 越蘇惠曾
八田也多 加島加之萬 與木與岐
熊來久萬岐 長濱奈加波萬 神戸
櫛久之 小屋 (男心)
鳳至郡 待野萬乃知 餘部

珠洲郡 日置比岐 草見 若倭
大足 餘戸

以上は和名類聚抄元和本に據つて記したものであるが、その中忘波は忌波の誤、江多は阿賀多の誤、驛家は郡家の誤、太海は大海の誤、櫛は櫛師の誤であり、男心は異本に見えるが元和本に落してゐるものである。

(二)和名抄の錯簡—その上和名抄には甚だしい錯簡があつて、その石川郡に屬すとせる大野・芹田・井家は之を加賀郡に移し、加賀郡に屬すとせる玉戈を石川郡に移さねばならぬ。日本地理志料には、和名抄高山寺本に據つて、大桑・大野・芹田・井家の四鄕を加賀郡とし、玉戈も同じく加賀郡に屬すとするも、亦謬つてゐる。前記の如く改める時は、石川郡は十鄕、加賀郡は六鄕となるが、和名抄の鄕數は、固より弘仁十四年分郡の時の數に一致すべきものでもなく、將た和名抄編纂當時の實數に符合すべきものでもないから、この點に就いては深く慮る必要がなからう。

(三)和名抄編纂の目的—和名抄の國郡部は、その編纂の目的、地名の稱謂を敎へるにあつて、行政區畫を明らかにする爲ではない。是を以て鄕名が郡名と同じい場合の如きは、全然之を省略する例である。高山寺本和名抄には、『有ㇾ郡謂二之郡家一。有ㇾ驛謂二之驛家一。以寄二諸社一謂二之神戸一。不ㇾ入二班田一謂二之餘戸一。』(義力)異名同。除而不ㇾ載。』というてゐる。その餘戸に關する說明は賛成し得ぬが、編者の意のある所は之に因つて知られる。その結果として、所載の鄕數は實數よりも少いわけである。日本地理志料にも、能登鄕・鳳至鄕の如きは、必ず一鄕として存在したであらうと